

「Medtec Japan 2025」静岡県ブース共同出展規約

第1条（目的と規約の遵守）

- 1 「Medtec Japan 2025」（以下「本展示会」という）静岡県ブース共同出展規約（以下「本規約」という）は、公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という）と本展示会静岡県ブースに共同出展する企業（以下「出展社」という）との権利義務を定めることを目的とし、本展示会利用に関わる全ての関係に適用される。
- 2 出展社は、出展申込および出展にあたって、本規約を遵守する他、本展示会主催者及び産業財団が定める「出展マニュアル」等、本展示会出展に関する全ての規約を遵守することに同意するものとする。
- 3 産業財団は、出展社が第1条2に違反していると判断した場合、その時期を問わず、出展申込をお断りし、又は出展決定を取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去変更を求めることができる。
なお、その場合、出展社は、産業財団の判断に異議の申し立ては行わない。
- 4 産業財団は、第1条3により発生する全ての損害に対して、出展社に補償は行わない。

第2条（出展キャンセル）

- 1 出展社の出展決定後の出展辞退は、原則として認めない。
- 2 産業財団は、出展社が出展負担金を産業財団へお支払いいただいた後の返金は、原則行わないが、展示会主催者又は産業財団の都合により、展示中止となった場合は、出展負担金の一部又は全部を返金する。
- 3 第2条2に関して、出展社は、返金される出展負担金の額については、産業財団に一任するものとし、異議の申し立ては行わない。

第3条（運営協力義務）

- 1 出展社は、産業財団が「Medtec Japan 2025」静岡県ブース共同出展事業（以下「共同出展事業」という）を円滑に運営できるように協力するものとする。
- 2 産業財団は、出展社が円滑に出展できるよう事務局対応するものとする。
- 3 産業財団は、出展社が来場者や他の出展社に著しく影響を及ぼし、運営に支障をきたすと判断した場合、その時期を問わず、出展申込をお断りし、又は出展決定を取り消し、出展中止、小間・展示物・装飾物の撤去変更を求めることができる。
なお、その場合、出展社は、産業財団の判断に異議の申し立ては行わない。
- 4 産業財団は、第3条3により発生する全ての損害に対して、出展社に補償は行わない。
- 5 出展社は、産業財団が実施する静岡県ブースのPR等を目的とした各種取組（出展社ガイド作成等）に協力するものとする。
- 6 出展社は、産業財団が展示会終了直後に実施する出展アンケートに回答するものとする。
- 7 出展社は、産業財団が展示会終了直後、6ヶ月後、1年後に実施する商談状況調査に回答するものとする。

- 8 産業財団が行う共同出展事業の実績報告に関して、出展社は、第3条6及び7の結果を産業財団が静岡県へ提供する事を許可する。なお、産業財団は、静岡県以外の第三者については提供を行わない。

第4条（賠償責任）

- 1 産業財団は、いかなる理由においても、出展社及びその雇用者・関係者が出展スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負わない。
- 2 出展社は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失について、責任を負う。

第5条（出展申込情報（個人情報を含む）の取り扱いについて）

- 1 産業財団が取得した出展申込情報（個人情報を含む）は、次の目的に利用する。
 - (1) 出展資格の確認、登録の確認
 - (2) 出展資料の送付
 - (3) 出展費用の請求・支払い確認
 - (4) 共同出展における出展社への必要な確認・連絡
 - (5) 産業財団によるその他事業（他展示会、セミナー等）に関する連絡・告知
- 2 産業財団は、共同出展事業に係る産業財団が委託する静岡県ブース設営等業務に関する装飾業者、出展社ガイド作成に関する印刷業者に対して、産業財団が取得した出展申込情報（個人情報を含む）を提供する場合は、該当企業に対し、守秘義務の管理等の徹底を図り、該当会社からの情報漏洩、再提供を防止する。
- 3 出展社は、第5条2に基づき、共同出展事業に係る産業財団が委託する静岡県ブース設営等業務に関する装飾業者、出展社ガイド作成に関する印刷業者に対して、産業財団が取得した出展申込情報（個人情報を含む）の提供を許可する。
- 4 産業財団は、次のいずれかに該当する場合を除き、産業財団が取得した出展申込情報（個人情報を含む）を第三者へ無断で提供は行わない。
 - (1) 出展社から事前に同意をいただいた場合
 - (2) 法令に基づき必要と判断される場合
 - (3) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合で、出展社の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、出展社の同意を得ることが困難な場合
 - (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、出展社の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

第6条（肖像権について）

- 1 出展社は、本展示会主催者及び産業財団によって撮影された出展社（個人を含む）の肖像権を含む素材が、本展示会主催者・メディア・関係者の広報・宣伝活動のため、また、産業財団

による静岡県に対する実績報告のため、出展内容及び出展社（個人を含む）の映像・画像等として使用されることを許可する。

第7条（出展申込情報（個人情報を含む）の開示、訂正、利用停止、廃棄について）

- 1 出展社が出展申込情報（個人情報を含む）の開示、訂正、利用停止を希望する場合は、産業財団まで連絡するものとする。
- 2 産業財団は、展示会終了後、出展申込情報（個人情報を含む）を利用する必要が無くなった時は、該当情報を遅滞なく消去するように努める。